

契約日 年 月 日

TEL 092-571-2339
FAX 092-581-6164

入居申込書 兼 保証委託契約書(個人用)

申込者および連帯保証人は、各々裏面記載の「契約条項」を承認し、「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項」に同意の上、入居申込および保証委託契約の申し込みをします。

申込者および連帯保証人は、本申し込みにかかる審査のためもしくは債権管理のために、合同会社IEA(以下「保証会社」という)が必要と認めた場合には、申込者および連帯保証人の住民票を保証会社が取得し利用することに同意します。

申込年月日 年 月 日

管理: 有限会社昭明土地 福岡市南区井尻1-40-3

物件情報	名称			号室	入居希望日	年 月 日
	所在地				賃貸借期間	(自) 年 月 日
賃貸条件	家賃	円	鍵交換	円		敷金
	共益費	円	火災保険料	円	礼金	
	町内会費	円		円	保証委託料	契約時 円
	駐車場	円		円		更新時(2年に1回) 10,000円
	月額支払額			円		
	保証委託料	本保証委託契約締結後、右記の保証委託料をお支払いいただきます。総額家賃×70%				
	支払委託手数料	※ 別途、株式会社オリエントコーポレーションの支払委託手数料(支払総額の1%)が発生いたします。				

申込者 (賃借人)	フリガナ		年齢	男 女	生年月日	S・H 年 月 日
	氏名		才		電話番号	() -
	現住所	〒 -			携帯番号	() -
	勤務先名				居住年数	年 ヶ月
	所在地	〒 -			電話番号	() -
	住居	持家 分譲マンション 賃貸 社宅 その他()	年収	万円	勤続年数	年 ヶ月

入居者	氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先・学校名	電話番号
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			

車両	メーカー	色	ナンバープレート	
	車種	排気量	cc	-

*車種によっては駐車場契約ができない場合がございます。予めご了承ください。

連帯保証人	フリガナ		年齢	続柄	生年月日	S・H 年 月 日
	氏名		才		電話番号	() -
	現住所	〒 -			携帯番号	() -
	勤務先名				居住年数	年 ヶ月
	所在地	〒 -			電話番号	() -
	住居	持家 分譲マンション 賃貸 社宅 その他()	年収	万円	勤続年数	年 ヶ月

緊急連絡先 (必須)	フリガナ		電話番号	() -
	氏名		携帯番号	() -
	住所			

保証会社 合同会社IEA 福岡県福岡市南区井尻1丁目40番3号

上記の申込内容に相違ありません。本紙の記載内容が事実と異なる場合は、入居を取り消されても一切異議申し立ていたしません。

※審査終了後のキャンセルは手数料をいただきます。

※申込を当方よりお断りした場合、その理由の説明は致しませんので、予め御了承下さい。

・本申込書にてご提供いただいた個人情報については、お客様との連絡や書類の送付及び賃貸借契約の締結を円滑に行うために利用させていただきます。

・賃貸借契約の入居審査・契約締結・関連会社への報告のために情報提供させていただきますので、予めご了承ください。

■申込者は、裏面記載の「契約条項」を承認し、「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項」に同意の上、入居申込および保証委託契約の入居申込および保証委託契約の申し込みをします。

署名 印

申込受付	審査	家賃発生日【仲介業者】	
/	可・否	月 日 より発生	担当者 印

承認番号

保証委託契約書

申込人は、合同会社 IEA(以下保証会社という)に対し、表題物件(以下貸借物件という)に係る申込みおよび貸借人の貸借契約(以下貸借契約という)に基づき申込人の貸借人に対し負担する金額債務について、以下の約定を承認のうえ、その保証委託します(以下、当該契約を「保証委託契約」という)。

第1条(保証委託契約の成立)

保証委託契約は、保証会社が約定の手続きをもって承認し、貸借人に通知した時成立するものとします。なお貸借契約が成立しなかったときは、保証委託契約は遡って成立しなかったものとします。

第2条(保証の範囲)

(1)保証委託契約に基づき保証会社が保証する債務(以下「保証債務」という)は、貸借契約に基づきご負担する以下の各号に定める費用とします。①賃料、共益費および駐車場使用料、その他定期的に貸借費用と共に支払われる費用、②貸借契約が滞り余り期間満了その他事由の如何を問わず終了した場合、その終了日までの期間の賃料滞り金等貸借基金、③前項①②に基づき保証会社が貸借人に対する保証金額の総額は、貸借の12ヶ月分が相当する金額と見做し、④前項の定めにもあわらず、以下の各号に定める債務は、保証の対象とはならないものとします。①延滞筆算の滞り金等、②解約返付金等、③解約返付金等、④退去時の原状回復費用、⑤退去時の残置物撤去費用、⑥戦争・地震・天災・地変等不可抗力によって生じた損害、⑦火災・ガス漏れ等不可抗力によって生じた損害、⑧その他本条第1項に含まれない債務

第3条(保証委託料の支払)

申込人は保証会社に対し、保証委託契約締結時保証委託料として表題記載の保証委託料を約定の方法で支払うものとします。尚、期間中の保証委託料の滞りによる保証委託料の返還も無いものとします。

第4条(保証債務の履行等)

申込人が、貸借費用の支払滞りを選んだ場合、保証会社は、申込人に対し何ら通知催告をすることなく、保証債務を履行することができます。この場合申込人は、保証会社に対し、保証会社が履行した保証債務額、直ちに保証会社に対処ものとします。

第5条(入金充当)

申込人が、保証会社に対し負担する債務の履行が、その債務の一部弁済となる場合、保証会社は、保証会社の定める法廷充当順位に準じた順位の方法より申込人の負担する債務を充当することができます。

第6条(遅延損害金)

申込人は、保証委託契約に基づき保証会社に対し負担する支払債務の支払を選んだときは、その支払をすべき日の翌日から、完済したるまで、年14.6%の割合による滞り金等保証会社に対して支払います。

第7条(退去の要求)

申込人は、以下の各号のいずれかに該当した場合、保証会社に対して、保証会社に生じた保証債務の増大を抑制する義務を負うものと、申込人がこの義務を怠ったときは、保証会社は、申込人に対し、貸借物件の明け渡しを要求することができるものとします。①保証会社が滞り余り期間を定めた書面による催告後、申込人が貸借費用を支払わないとき、②貸借契約が終了したとき、③貸借契約の滞り余り原因のひとつにて該当したとき、④保証会社に対し虚偽の申し出をし、または虚偽の書類を提出したとき、⑤その他申込人と貸借人との間の信頼関係が破綻され、貸借契約の継続が困難となるような事由が発生したとき

第8条(契約期間)

保証委託契約の滞り余り期間は貸借契約の滞り余り期間とし、申込人および保証会社の間で貸借契約が更新されたことを前提として、保証委託契約も同一の条件で更新されるものとする。前項にかかわらず、以下の各号に該当したとき、保証委託契約は終了するものとする。①貸借物件の用途が居住用から変更されたとき、②申込人の貸借契約上の地位が第三者に継承されたとき、③貸借人の貸借契約上の地位が第三者に継承されたとき、④貸借契約に基づく賃借権の譲渡・転貸等がなされたとき、または貸借物件の占有権が追加変更等があったとき、⑤貸借契約の内容が重大な変更があったとき、⑥貸借物件の管理変更による管理会社の地位継承が行われたとき

第9条(貸借条件の変動)

貸借物件、貸借費用の内容が変更があったとき、その他貸借契約の内容が重大な変更があったときは、保証委託契約は、当該変更が生じた日以降その効力を失うものとします。

第10条(延滞情報の通知)

申込人が保証委託契約に基づき保証会社に対し負担する債務の支払を選んだときは、貸借人が貸借契約に基づき権限を行使するために、保証会社がその延滞情報を貸借人に通知しても、申込人は、なんら異議を述べないものとします。

第11条(費用負担)

貸借人は、次の費用を負担します。

①契約締結(印刷代)は実費、②申込人の保証会社に対する弁済費用は実費、③保証会社が滞り余り金等、④1回につき1050円、⑤保証会社が申込人や連帯保証人に対し、書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用は実費、⑥保証会社が保証債務を履行した場合、その履行に要する費用は実費、⑦本契約または本契約に基づく費用手数料に関して課される消費税その他の公租公課

第12条(届出事項及びその変更について)

(1)申込人は、貸借物件に入居後すぐに電話を設置し、若しくは電話番号を変更した場合は、書面より速やかに保証会社または管理会社へ届出します。(2)申込人は、氏名、住所、緊急連絡先、電話番号、勤務先等保証会社へ届出した表題記載事項を変更したときや、契約者が同居の同居人、同居人、同居人、任意専断監督人が選任された場合は、登記簿謄本等添付のうえ通常書面をもって保証会社へ通知するものとします。(3)申込人は、前項の氏名住所等の変更を怠ったことにより、保証会社から催告したお返書等が延滞または不到達等であっても、保証会社が通常到達すべきときに到達したものと見なします。但し、前項の変更を怠ったことがついでにやむを得ない事由があるときはこの限りではないものとします。

第13条(担保の提供)

申込人は、保証会社が必要と認めるときは、保証会社の承認する担保を提供するものとします。

第14条(求償債務の不履行による貸借契約の解除)

申込人は、第2条に基づき申込人が保証会社に対し負担する求償債務の支払を選んだ場合、貸借契約の滞り余り理由となること承認し、保証会社が滞り余り期間を定めた書面による催告後、求償債務を支払わない場合、貸借人が貸借契約を解除することに異議を述べないものとします。

第15条(譲渡担保)

申込人は、保証委託契約に基づき保証会社に対し現在負担し、または将来負担する一切の債務担保するために、申込人が貸借物件の明け渡し時返還を受けることを条件に申込人が貸借人に対し差し入れた敷金、保証金、その他の金品の返還権利を保証会社に譲渡するものとします。

第16条(反社会的勢力の排除)

(1)申込人は、申込人(申込人が法人にあってはその代表者を含む)が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等暴力団員等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来どこにいても該当しないことを確約するものとします。①暴力団員等が筆頭を支配していると思われる関係を有すること、②暴力団員等が筆頭を事実上関与していると思われる関係を有すること、③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると思われる関係を有すること、④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると思われる関係を有すること、⑤役員又は筆頭を事実上関与している者が暴力団員等社会的に非難されるべき関係を有すること、(2)申込人は、自ら(申込人が法人にあってはその代表者を含む)又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要請行為、②法外な責任を超えた不当な要請行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いた行為、④風説を流布し、偽造し、又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務に妨害する行為、⑤その他前各号に準ずる行為、(3)申込人が、暴力団員等しくは(1)各号に該当した場合、もしくは(2)各号の何れかに該当する行為をし、又は(1)の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、会社は、直ちに本契約を解除することができ、かつ、会社が生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、申込人は、申込人に損害が生じたときでも、会社に対し何らの請求もしないものとします。

第17条(管轄裁判所)

申込人は、本契約について紛争が生じたときは、諸君のいかにあらず、保証会社の本社または支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

個人情報収集・保有・利用・提供に関する同意事項

1. 個人情報の利用目的

保証会社は申込者および連帯保証人の個人情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用します。

(1)保証委託契約の審査判断のため、(2)貸借契約締結のため、(3)保証会社と申込者の取扱いおよび滞り余り金等の他の事実に関する記録保存のため、(4)保証会社の与信に係る商品およびサービスのご案内のため、(5)保証委託契約の履行管理のため、(6)その他諸目的に随って業務を遂行するため。

2. 個人情報の第三者への提供

保証会社は以下の範囲で個人データを第三者へ提供することがあります。

(1)提供される第三者の範囲

申込人および連帯保証人が貸借契約締結した貸借人、不動産管理会社および審査委託会社

(2)第三者に提供される情報の内容

当所押印の入居申込書兼保証委託契約書に記載された申込内容(申込日、申込事実情報、氏名、年齢、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先名称、勤務先所在地、勤務先電話番号、勤務先人数、家族構成等の情報)および保証委託契約に関する契約締結後の滞り余り金等の取扱い情報(保証委託契約締結後で管理会社および保証会社へ通知を受ける等して知り得た情報を含みます)および本人確認書類に記載された本人確認情報

3. 問合せ先

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等のご質問、ご相談は、お問い合わせにつきましては、以下の窓口までご連絡ください。

合同会社 IEA
福岡市南区井尻 1-40-3
TEL092-571-2339 FAX092-581-6164

